

議第50号

淀川水系における水資源開発基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

淀川水系における水資源開発基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第4条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から淀川水系における水資源開発基本計画の全部を変更することについて意見を求められたので、次のように意見を述べることにつき、滋賀県議会基本条例（平成26年滋賀県条例第8号）第7条第2号の規定に基づき、議決を求める。

琵琶湖淀川水系では、琵琶湖は常に主要な水源であり、従前より、水資源開発基本計画に基づき琵琶湖開発事業等が行われ、京阪神地域の増大する水需要に应运きた歴史がある。当該水系においても、開発水量の確保が概ね達成される見通しとなり、需要主導型の水資源開発の促進からリスク管理型の水の安定供給への転換が図られる中、主要な水源である琵琶湖の果たす役割について、一層の重要性を認識する必要がある。

また、琵琶湖は、利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在するなど豊かな生態系を有し、貴重な自然環境および水産資源の宝庫であり、人々に潤いや安らぎを与える心の支えとして幾多の恵みを与え続けている。こうした価値を有する琵琶湖の水位低下は、単に京阪神地域の人々の社会生活への影響にとどまらず、琵琶湖の環境にも影響を与えるおそれがある。

このことから、琵琶湖を主要な水源として擁する「淀川水系における水資源開発基本計画」の推進にあたっては、これまでの水資源開発等の歴史を踏まえるとともに、気候変動のリスク増大、生物多様性の重要性、危機時における対応など、幅広い課題を視野に入れ、着実に進められるとともに、以下の事項について特段の配慮を求める。

1 琵琶湖への新たな負荷に関すること

需要主導型の水資源開発の促進からリスク管理型の水の安定供給を目指す計画へ転換が図られる中、琵琶湖へ新たな負荷を与えることのないよう、水の適正な利用の推進や既存施設の有効利用等により適切に対応すること。

2 琵琶湖の水位低下の抑制に関すること

琵琶湖の水位低下は琵琶湖およびその周辺の自然環境や県民生活に大きな影響を与えるおそれがあることから、淀川水系ダム群との統合管理や下流維持流量の適切な管理により、できる限り琵琶湖の水位低下の抑制を図ること。

3 琵琶湖の保全および再生に関すること

平成27年に施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の趣旨を十分に踏まえ、国民的資産である琵琶湖とそれを取り巻く森林等集水域の一体的な保全および再生について、関係機関と連携して取り組むこと。

とりわけ、琵琶湖北湖の全層循環の未完了等、気候変動の影響と考えられる未経験の現象が確認されていることから、効果的かつ効率的なモニタリングの実施や、水陸移行帯が有する生態的機能の再生を目指し、内湖、ヨシ帯、水路、横断方向の水の流れとつながりなどの連続性の確保について、本県と連携して取り組むこと。

4 琵琶湖開発施設の適切な維持管理に関すること

琵琶湖開発事業により生じた琵琶湖開発施設については、水の安定供給に併せて、周辺地域の治水や生活環境等の保全のため重要な施設であり、独立行政法人水資源機構において、将来にわたって適切な維持管理を行うこと。

5 滋賀県の琵琶湖からの取水に関すること

本県は琵琶湖を有する水源県であり、人々の暮らしは古くから琵琶湖と共にあった。また、たびたび大きな洪水被害に見舞われたことから長年治水に取り組みつつ、県民は、琵琶湖から取水した水はいずれ琵琶湖へ戻るということを自覚し、一体となって水質保全や水源かん養等の取組を積極的に進め、琵琶湖の水資源を守りながらこれを利用してきた。

将来にわたり、本県の、この琵琶湖取水が確保できるよう配慮すること。

6 丹生ダム建設事業の中止等に伴う水源地域等への配慮・措置に関すること

ダム建設事業によって移転を余儀なくされるなど、生活環境や産業基盤等に多大な影響を被ってきた水源地域に十分配慮し、適切かつ十分な措置を講じること。

とりわけ、丹生ダム建設事業の中止に関しては、その経緯を踏まえ、社会資本整備の遅れや、水源地域の荒廃、過疎化の進行などの課題や地域の要望に対応し、姉川・高時川の河川改修や高時川の瀬切れ対策に対して調整・支援を行うとともに、水源地域等の活性化に向けた地域整備について、平成28年9月に締結された「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」に基づき、関係機関と連携の上、長浜市北部地域の振興を見据え、責任を持って推進を図ること。

丹生ダムは事業中止が決定した後、地域振興等について関係機関と連携して対応しているところであるが、この経験を踏まえ、事業期間が極めて長い事業などについて、事業中止に伴う関係者の対応に関する新たなルールについて検討すること。

7 琵琶湖淀川流域圏における一体的・総合的な施策に関すること

琵琶湖淀川流域圏を自然と人が共生する持続可能な活力ある流域圏として一体的に再生するため、琵琶湖淀川流域における治水、利水および環境上の課題について、流域圏の様々な関係機関と連携して取り組むこと。

議第50号

淀川水系における水資源開発基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて